

と雖も三週間の後不順の時候なれば五六週間の後にあらざれば出づべからず

第二百五十六條

産婆は産褥中褥婦の清潔法に注意す可し即ち肌着は分娩後二三日より成るべきだけ毎日清潔にして良く乾きたるものと交換す可し又褥婦の外陰部は分娩後九日間は毎日少くも一回つゝ殺菌水を以て洗滌し後ち注意して拭ひ且陰部の腫脹せるや否や傷あるや否や潰瘍あるや否やを良く見る可し。さて屢々陰部を清潔にするは甚だ必要にして此の際必ず消毒したる布片か或は脱脂綿にて拭ひ去り然る後二千倍の昇汞水に浸し且つ絞りたる布片或は脱脂綿にて陰部を被ひ而して不潔に成りたる綿は必

ず焼捨つべし又外陰部を洗滌したる毎に必ず其下敷を取り替ふ可し又若し陰唇腫脹せる時は醫の診察を乞ふ可し但し決して海綿を用ゆ可からず何となれば一度用ひたる海綿は再び全く清潔になし難く且是より屢々傳染毒を傳搬することあればなり

又發病素を傳搬するの恐れあれば産婆は産所に用ひし下敷或は褥婦の陰部に用ひたる布片を自から洗濯することを嚴禁す凡そ悪露中には常に危険なる發病素の微菌を含むものなれば總て手に觸れざる様注意す可し

第二百五十七條

褥婦の衣服は清潔にして溫暖なるものを撰ぶ可し然れども餘り

重く且つ窮屈なるは害あり且乳房及び腹部は別して暖に爲すを要す

### 第三百五十八條

産室は産室(第一百十七條を見よ)と同様に狭からず空氣は清潔佳良なるべし故に室内に濕氣を避るが爲め濕りたる衣服などを掛け乾かす等の事は決して爲す可からず又烟草の燻烟及び其他の烟氣を室内へ滿さぬ様になし而して不潔に成りたるもの或は虎子は用後直に他室へ出す可し勿論室内に他人の合居若くは業務に従事する等のことあるべからず又室内は明るくして暗くなし置くべからず又戸扉を閉鎖すれば不良の空氣交換を妨ぐるものなり故に室内の空氣を交換する爲め晴天なれば毎

日一度づゝ障子或は窓の戸を開き暫時開け放し置く可し然れども此際戶外より入り来る風の幕婦に當らぬ様にす可し若し不良の時候なれば先づ隣室を開け放して十分空氣を交換し置き再び閉ちたる後隣室と産室との間を開く可し又香木を燒き或は香水を撒くは唯惡臭を消すのみにして空氣を清潔にする作用なし又室内を掃除するには成るべく濕りたる布片にて拭取りて汚塵の起つを防ぐを可とす

### 第三百五十九條

産室中は食物及び飲物にも亦注意す可し若し不適當の食物を與へ或は過食せしむる時は極めて害あり即ち分娩後三日間は牛乳薄き粥葛湯或は「パン」を入たる「ソップ」或は脂肪少き魚肉少許

を與ふ可し又少量の牛酪を用ゆるも可なり但し最初より食鹽及び醬油を用ゆるも害なし然れども過度の鹽分を與ふべからず又早朝及び夜に入りて産婦に「ソップ」或は麵麩を入れたる温かき牛乳或は牛乳を入れたる薄き茶を與ふ可し又第三日に至り始めて大便の通利を促がすものなれば食物も少し形のある滋養物を與へて可なり即ち米粥、鶏卵、柔かにして脂肪少き鳥肉、濃き「ソップ」へ鶏卵或は少量の鰹鮓或は「パン」を入れて與へ又分娩後七日目に至れば初めて肉類、野菜、米飯等を與へて可なりども尙ほ初めは鳩、黃雌、鶏「ロース」、肉、魚、肉等、野菜物の内にて百合、馬鈴薯、胡蘿蔔、煮たる果物等は、大に適當するものなれば先づ是等を與へ漸々常食に移すべし第十四日の後は健全なる婦人

なれば全く常食に復して可なり

第三百六十條

飲物は分娩後一週間は微温の麥湯、砂糖湯、葛湯、番茶、餘り冷たく無き新鮮の水等を與へ其後は薄き珈琲、上茶、紅茶を與ふ可し然れども餘り濃くして且つ沸騰したる茶、強き珈琲、葡萄酒、其他の酒類、麥酒等は與ふ可からず

第三百六十一條

大便の通利は分娩後第四日より毎日あるを良とす而して若し通利なき時は、産婦を仰臥せしめ、「イェルリガートル」を用ひ微温の石鹼水にて灌腸し、差込虎子を用ふ可し若し斯の如くして通利無き時は、石鹼水中へ一食匙「孟半分程」の食鹽を加ふべし尙ほ是に

ても通利無き時は其由を醫に通知す可し又産婆の下劑を用ふ  
 ることは固く禁すべきことなり何となれば濫りに之を用ふる  
 時は劇き腹痛を來し頻回水瀉を來すを以てなり  
 小便の通利にも亦注意す可し若し尿閉する時は危険を來すこと  
 あり故に産婦には三時間毎に差込虎子を用ひ尿利を促す可し  
 然る時は遂に産婦は大概斯の如き規則正しき排尿に慣れ良く  
 通利するものなり又若し分娩後二十四時間を経るも自然の通  
 利無き時は先づ陰部を煮沸したる温湯にて洗滌し或は暖かき  
 布片を膀胱部に貼用す可し斯の如くするも其效無き時は産婦  
 婦を踞まして試む可し斯く爲すも尙ほ其效無くば産婆は朝夕  
 「カテーテル」を以て之を取るべし而して其仕方は先づ産婦の腎

部の下へ枕を揣ひ股間を開張せしめ陰唇を擴げ百倍リゾール  
 水に浸したる脱脂綿を以て尿道口部を良く拭ひ然る後前以て  
 煮沸して消毒したる「カテーテル」を挿入すべし若し「カテーテル」  
 を用ふるに當て甚だ困難なる時は産婆は強て之を施さずして  
 直ちに産科醫に委す可し又尿閉を發せし際尿利を好くする飲  
 物を與ふる時は腎臓の分泌を盛にして膀胱内へ益蓄積する  
 が故に之を與ふるは甚害あり但し「カテーテル」を用ひたる時は  
 毎回必ず十分時間煮沸し乾したる後消毒したる布に包み保存  
 し置くべし

第三百六十二條

授乳作用は母子兩者の健康を保つに必要なり故に産婦に分娩の

時の疲勞を回復する爲め七八時間休みたる後初生兒を乳房に  
 附かしむ可し即ち其初めて哺乳する前乳頭を微温湯及び石鹼  
 にて良く清潔になし然る後右方の乳房を授けんとせば尊婦は  
 右側に臥し右の肘を杖きて身體を支へ其前膊を以て小兒を抱  
 き而して清潔なる微温湯にて濕したる清潔なる布片を以て乳  
 頭を良く引出し然る後前以て清潔に拭ひ置きたる小兒の口中  
 へ入る可し其左方の乳房を授けんとせば左側に臥すこと猶右  
 方の如くす可し而して授乳の時乳房にて初生兒の鼻孔を閉ぢ  
 呼吸を妨ぐる可き爲一指を以て軽く離す可し又分娩後九  
 日間坐して授乳す可からず坐して授乳すれば子宮甚だしく  
 壓下せらるゝなり又初生兒は吸乳するに間斷ありて屢々吸ひ

止み又吸ひ始むることあれば十分飽くまで長き時間授乳す可  
 し故に授乳時間は短くとも半時間たる可きなり  
 乳頭は容易に傷を生じ易きものにして其傷は化膿素を侵入せしむる

門と成るものな

り故に乳腺嫩衝

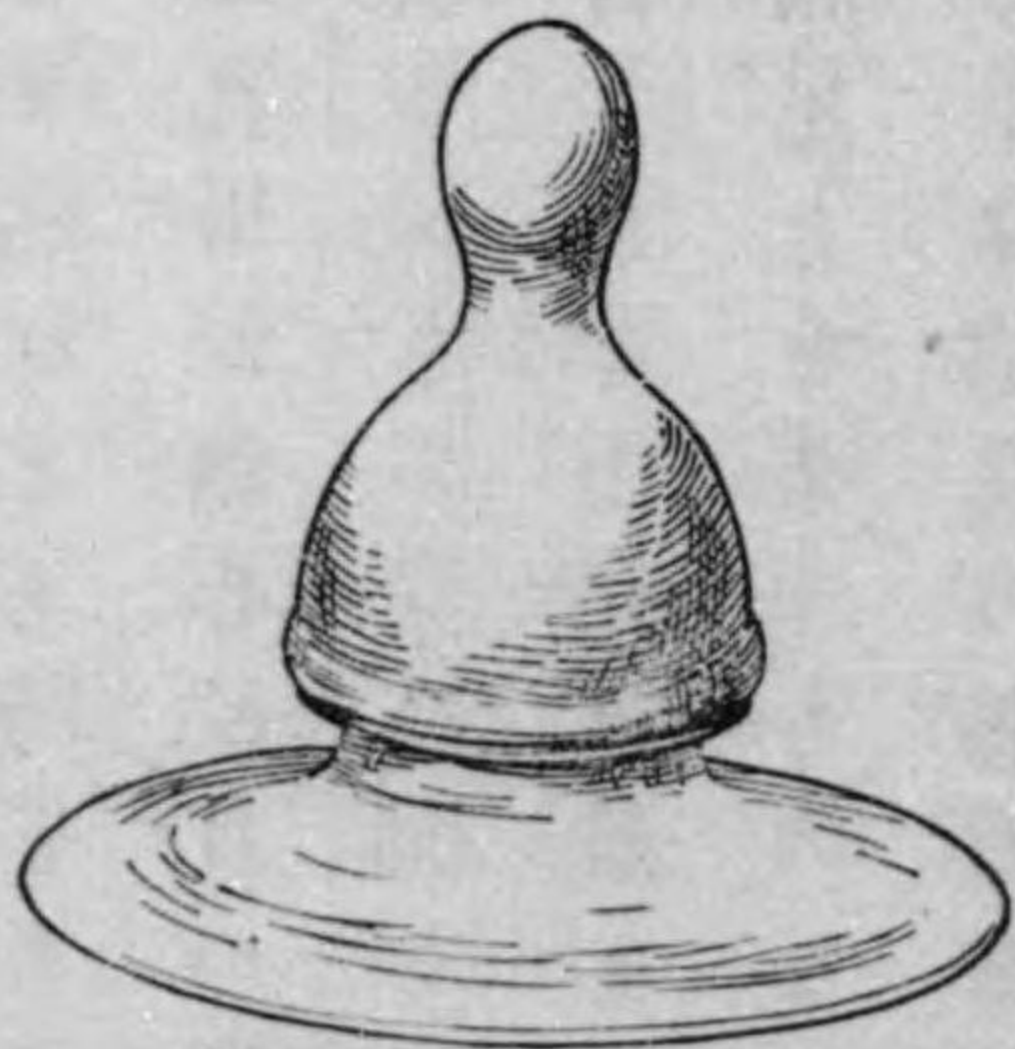
の豫防として小

兒に授乳する初

期に於ては第百

十圖に示すが如

第百十圖



此圖は乳腺嫩衝を豫防  
 するに用ゆる硝子座を  
 供へたるゴム製乳頭帽  
 を示す

き乳頭帽を用ひて哺乳する様尊婦に必ず勸告す可し又小兒に授乳  
 する前乳頭帽の表面を一二滴の乳汁にて濕して哺乳せしむれ

ば其小兒は速かに之に慣るゝものなり  
初生兒に授乳するは初より一定の時間に從て與ふれば小兒は良  
く之に慣るゝものなり然れども時として此習慣の困難なるこ  
とあれども生母或は乳母が熱心に且つ固守して是を實行すれ  
ば大抵數日にして慣るゝものなり而して斯の如く規則正しく  
時間を嚴守して養育したる小兒は最も良好に發育するのみな  
らず全家の平和と満足とを來すものなり之に反して當初に不  
正の慣習を授け若しくは姑息の慈愛を加へ等閑に附し斷行せ  
ざる時は終に慣習を改むるの期を失ふものなり即ち分娩後乳  
汁は初め一週間は三時間毎に與へ第二週より日中は同じく三  
時間毎に與ふれども夜間は休止時間を漸々長くす可し而して

終に母子共に成るべきだけ夜間は安眠する様に爲す可し又乳  
房は左右取替て與へ且つ飲盡さしむるを好しとす中等に發育  
したる小兒にありては初三箇月間は一日六回其後は五回授乳  
すれば充分なりとす

第三百六十三條

初生兒は間々授乳の困難にして六ヶ敷ことあり即ち小兒の舌が  
乳頭に捲らずして吸乳し能はざるなり然る時は百方工夫して  
懇切に小兒を慰撫し巧に之を導く可し凡そ授乳困難なる時に  
は産婆は臨機應變の所置を行ひ必ず不親切に無理の仕方を爲  
さざる様に注意すべし

第三百六十四條

授乳の困難なるは殊に乳頭の甚だ短きもの乳頭の陥凹したるもの乳房の扁平にして充滿したるもの等なり斯くの如き類には搾乳器(第百十一圖を見よ)にて乳頭を吸出し且つ乳汁を分泌せしむ可し然れども乳房中に全く乳汁無き時は如何に爲すも更に益なし又小兒の口を開て開かざるか或は吸乳の作用を爲さざる時は其頤を徐々に下方へ引き下げ二三滴の乳汁を搾り出し然る後乳頭を其開きたる口中へ差し入れ吸乳を促すべし小兒が一方の乳房のみを望む時他方の乳房に附かせんとするに

第百一十一圖



此圖は一般に用ゆる搾乳器なり

は母體の側臥を他方の側臥に替へ小兒の方は其都合宜しき向を替ふることなく而して其軀幹を母體の腋窩の下へ横に置き乳房に附かしむ可し又授乳の後は清水にて乳頭を洗ひ潔むべし而して授乳終る時は小兒は別床に移し決して其母の蓐中に同眠せしむべからず然らざれば或は小兒を不幸に陥らしむることあるなり

又蓐婦が哺乳に際し殊に注意すべきものあり即ち蓐婦は自ら手指を陰部に觸れ或は悪露の附着せる肌着等を近づけざる様にするべし若し觸るゝ時は先づ其手を温湯と石鹼とを以て刷毛にて五分時間洗滌し後ち百倍リゾール水にて刷毛を以て三分時間洗滌す可し然らずして蓐婦が不注意に乳頭に觸るゝ時は間

間病毒を傳染せしめ乳房久しく焮衝し且つ化膿す又延て小兒にも傳染するものなり。尊婦は總て一日數回温湯と石鹼とを以て手を洗滌するを可とす。

第六十五條

左の件々あるものは自分の乳を飲す可からず。第一癩癩症精神病。肺癆。微毒。痛風。慢性の皮膚病等あるもの。第二甚だ虚弱且つ身體の營養不良にして病身なるもの等なり。而して産婆自ら其良否を判断する克はざる時は醫に判断を乞ふ可し。

第六十六條

尊婦若し自分の乳を小兒に與へざる時は分娩後七日間は流動性の食物を減じ乳房を「フラネル」或は「脱脂綿」にて覆ふべし。而して

授乳を禁ずる場合

初めより授乳の處置

尚ほ乳房の甚しく腫りて下垂することあらば綿布を折疊て乳房に當て其末端を項に鈎結び付け支へて壓迫或は損傷等を受けぬ様に注意す可し。

第六十七條

授乳中注意す可きことを産婆が授乳婦の理解す可き様に懇話するは大切なる事なり。殊に生活法は以前授乳婦の健全なりし時の生活法を替へずに行ふを可とす。然れども食物中乳汁の質を害す可き品は必ず避く可し。即ち酸味及び香氣高き食物或は劇しき香料を加へたる食物又鹽漬にしたる食物。脂肪多く且風氣を醸し易き食物。其外身體を熱す可き飲物等は禁ずべし。餛飩。玉蜀黍。馬鈴薯。胡蘿蔔。未熟の豌豆。隱元豆。葉牡丹。赤豆。鷄卵。烏肉。牛肉。

授乳中の生活法



類。魚類等を與ふべし飲物には牛乳。珈琲又は煎茶の中へ多量の牛乳水。砂糖水。弱き麥酒等を加へて與ふるを良とす又大便の秘結する時は決して忽にす可らず先づ新鮮の空氣中にて運動をなし且煮果物を與へて薄き飲物殊に砂糖水を飲しむれば大概通利するものなり萬一尙ほ通利せず止むを得ざる時は灌腸を行ふ可し又狹小なる室内に長く坐して身體の運動不足する時は乳量を減ずるのみならず乳質を悪しくするものなり然れども劇しき運動は害あるものなれば注意すべきなり或は夜間の休息に不足あるも亦害あり其外授乳婦の精神の感動或は氣分の様子に由りても乳量及び其質に變化を來すものなり故に授乳婦の心安靜且つ満足して氣分爽快なる時は大に乳汁の分泌

泌を良くし悲哀或は苦慮などある時は乳汁の分泌不良なり、されば甚だしき精神の感動殊に恐怖。驚愕。忿怒甚しき喜悅等の後には決して直に乳を飲す可からず此くの如き時は先づ乳房に蓄積せる乳汁を搾乳器にて搾り出し然る後に與ふ可し又乳房は常に溫暖に保ち且つ壓迫等を防がざるべからず又授乳時中は始め三箇月間は全く交接を止むべし何となれば授乳婦更に妊娠する時は必ず授乳を止めざるを得ざればなり但し月經の來るは母子共に害無きものなれども或は二三日間小兒不安となることあり

第六十八條

授乳は漸々廢す可し之を離乳と云ふ離乳とは小兒の乳を廢して

漸々他の食物を移し慣らすことなり小兒已に他の食物に移り  
慣れて乳房全く不用となりし時は乳房を綿或は清潔なる毛布  
にて被ひ軽く之を繙帶す可し又乳房緊張して痛みある時は其  
質の弱き油阿列布油胡麻の油を其皮膚に塗るべし然れども膏  
藥類は全く用ゆ可からず然るに乳房尚ほ硬く緊張せば飲物を  
減じ營養分多き食物を全く廢し而して多量の大便秘利ある様  
になす可し

第四章 小兒の看護法

第六十九條

小兒の看護法は分娩後一箇月間は概ね産婆の取扱ふものなり又  
産婆は小兒の母或は看護婦に看護の方法を教ふ可し即ち如何  
して小兒に沐浴せしむるや如何して衣服を着せしむるや如何  
して養育す可きやの必要なる事柄を告ぐる等なり

第七十條

小兒を沐浴せしむるは只其身體を清潔にするのみならず主とし  
て身體を温暖ならしめ且活潑にする爲めなり而して其浴湯は  
清きものを多量に用ひ小兒の顔面を出すの外は悉く湯の中へ  
沈め得る程になす可し又浴湯を以て決して顔面殊に眼目を潤す

可からず其温度は列氏の二十八度即ち攝氏の三十五度とす此際必ず檢温器を以て測るべし若し胎兒に胎脂多くある時は其皮膚へ阿列布油或は「ワゼリン」或は食鹽なき牛酪或は卵黄を塗布す可し而して入浴せしむるや先づ眼より始め然る後顔面を軟かなる布片及び清き冷水にて洗滌す可し但し其眼は必ず外背の方より内背の方へ拭ふ可し又口中は健康なる小兒なれば其儘に爲し置べし次に身體は軟なる手拭或は「フランネル」に石鹼を用ひ洗ふ可し但し石鹼は力弱きを可とす刺戟性なるは不可なり而して浴湯の際産婆は特に初生兒の身體に變形外傷骨傷畸形等のあるや否やに能く注意す可し若し變状ある時は直ちに醫の診察を受く可し又初生兒を浴せしむる時間は大凡

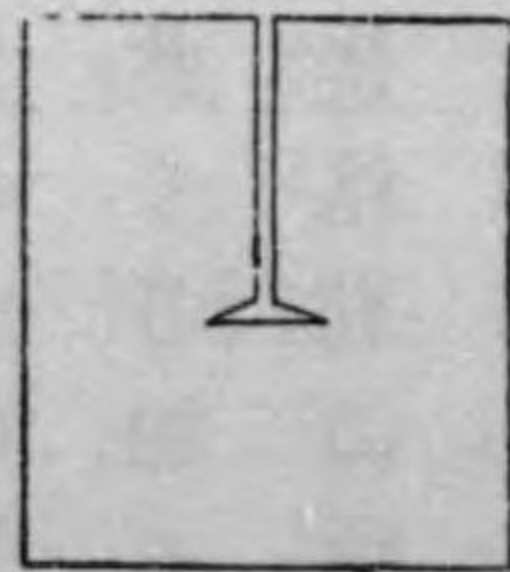
十分間なり

第三百七十一條

臍帯の處置

浴湯より取出したる小兒は直ちに暖めたる浴衣にて被ひ注意して身體を拭ふ可し此際産婆は臍帯の能く結紮せることを見認めたらんには次で其臍帯を處置す可し即ち圖の如き形の「第一百十二圖」を見よ柔軟にして清潔なる布片或は脱脂綿を以て纏ひこれを腹上の左側に伸し置き臍帯にて軽く腹壁を巻べし而して分娩後一回沐浴したる後は臍帯の脱落して其痕全く癒ゆるまでは毎日唯洗拭

第一百十二圖



するのみとす若し臍部全く癒たる後は毎日入浴せしむ可し又臍繃帯は臍帯が脱落して其痕全治するまでは毎日新になす可し又決して臍帯を引き或は切り其外之れを曲げ或は早く脱落せしめんと企つる等のことは行ふ可からず此くの如く小兒を扱ふ時は臍帯乾燥して大抵五日乃至八日の後格別の病變無く落つるものなり而して臍部の未だ充分に癒えざる内不潔のものに觸れば忽ち病を發するものなれば注意すべし

第七十二條

凡そ小兒の清潔法として臍部が癒たる後一箇年間成べく毎日一回づゝ入浴せしめ而して湯の温度は漸々減じて列氏の二十六度四分即ち攝氏の三十三度に爲す可し但し分娩後一年の間

小兒の清潔法

冷水浴は不可なり其外毎日就寢前微温湯を以て小兒の身體を洗拭す可し而して此時用ふる湯の温度も亦漸々減じて列氏の十五度二分攝氏十九度までにて到らしむべし小兒は是に依て益益感冒に遠かり健康に經過すべし又清潔法として分娩後三箇月を過ぎたる後は小兒をして便器を與へたる時のみ大小便を洩す様に追々習慣を附けしむ可し但し餘り長時間便器にかゝらするは害あり又小兒を居らしむる部屋は毎日空気を能く通じて色々の臭氣或は蒸發氣等を消す可し加之其室は乾燥して明るく日當り好き所を選ぶ可しされども温和の日には成る可きだけ毎日小兒を家の外に連れ出すを好しとす

衣服を着せしむるに當り注意す可きは先づ衣類を適度に暖め置

衣服及臥床

くことなり衣服は素より氣候に由りて異なれども通例多く用ふるものは襦袢。胴着。長き上着等にして腰部及び下肢は中帯を以て捲き然る後其小兒を單に小蒲團中に安臥せしむるなり此際附紐或は中帯にて胸部腹部を餘り強く締むるは害あり又小兒は以前子宮内に居りし時の如く臥床の内に於ても亦た身體を屈曲せしめて安臥せしむ可し殊に四肢を伸さんとする時は屢痛みを起して其體を安らかに保ち難し又頭は全く被はざるを最良とす小兒の衣服小蒲團等を固定する爲めに留針を用ふるもの間々あれども甚だ不良なり又最初一週間程は湯煖婆を入れて適宜の溫度を平等に保たしむ可し即ち堅密なる磁罈に湯を充し確と口を閉ち布片にて包み用ふるなり然れども過度

の溫暖は熱き入浴と同様に亦害あり若し初生兒嘔吐することある時は其吐出物を流出する爲め速に側臥せしむ可し又眼中に強き光線の入ること或は塵埃の飛び込むこと又は蠅蚊等の襲ふことを防ぐ爲め幌蚊帳を用ふべし紗の蚊帳は殊に良とす且つ小兒の呼吸に由りて不良となりたる空氣の竄出を妨ぐるが如き布片を用ゆべからず又室内は薄暗く爲すは不適當なり何となれば小兒の眼目は強き光線にあらざれば危険を受けざればなり

第三百七十三條

初生兒殊に早熟胎兒にありては成るべく安眠せしめ決して之を妨げざるを必要とす然れども小兒の眠り居るを覺し起すは害

ありとのみ誤信し其營養を怠ることあるべからず然らざれば其小兒は隨て衰弱し且つ冷却し易きものなり故に小兒を養ふには最初より規律正しくして大約三時間毎に小兒の安眠と然らざるとに拘らず哺乳に就しむべし善良の營養を得たる初生兒は分娩後概ね四六日間は其體量を減ずれども夫より再び増加して大約八日乃至九日に至りては分娩したる際の體量と殆ど同一の重に達するものなり是より以降一週間毎に體量の増加すること左の如し

第一四分の一年即ち初め三箇月間は少くも毎週二百七「グラム」を増し

第二四分の一年即ち次の三箇月間は少くも毎週百四十「グラム」を

増し

第三及び第四四分の一年即ち又次の六箇月間は少くも毎週七十「グラム」を増す

故に毎週小兒の體量を測り其發育の度を知る可し今一例を擧ぐれば左の如し

分娩後測りたる體重三二〇〇〇「グラム」とすれば三箇月(大  
約十三週)の終に於ては即ち

$$3200 + (210 \times 12) = 3200 + 2520 = 5720$$

但し十二週(210 × 12)とせしは分娩後始の一週は算入せざるが故なり

又六箇月の終に於ては

$$3200 + 2520 + (140 \times 13) = 3200 + 2520 + 1820 = 7540$$

となるなり

然れども次の件に注意す可し即ち小兒が少くとも右の體重無れば健康兒とは云ひ難し故に前の目方より尙ほ重き小兒を良く營養せられたる小兒と云ふ而して小兒の良く成長する兆候は體量の増加する外に數回の利尿毎日二三回の善良なる大便の通利發汗少き安眠皮膚に健全なる赤色を呈し筋肉硬く十分脂肪の沈着する等なり

小兒平常の位置

小兒は分娩後三箇月間程は臥床へ平臥せしめて置く可し而して其小兒頭を擧げ或は身體を起して已に直立の體位を望む様子あれば之を豎に抱き上るも可なり然れども最初に在りては此

位置を保つこと長きに過ぐべからず何となれば此時期に於ては小兒の脊柱が長時間直立の位置に在るに堪へざればなり且此際には小兒をして善く溫暖ならしむ可し看護婦の小兒を抱くには自分の都合の爲と小兒の偏臥を防ぐ爲に左右へ交換して抱く可し又小兒が自ら立たんとする様子を爲すまでは起立せしむ可からず又小兒を慰むる爲め或は揺り或は籠に入れて動し或は彈機無き車に乗せて歩する等は宜しからず何となれば是に由りて尙ほ軟なる腦を動搖し遂に痴鈍となること屢あればなり此の如き理由あるに由り小兒は初めより確としたる臥床中に居る様に慣れしむ可し若し臥臺を用ゆる時は其れより墜落せぬ様に臥臺の縁を十分高く造るべし

第三百七十四條

小兒が健康なるや否や亦營養物が適當せるや否やは大小便の模様に由りて判断し得可し而して小兒が分娩後第一日に於て大便の排泄ありしや否やを産婆は注意す可し又稀には肛門には異常無くも夫より内部に於て腸の閉鎖せることあり若し腸が閉鎖せる時は大便の通利無く腹部は膨大し胎尿を嘔吐するが如き諸症を發す然る時は直ちに醫師を招く可し而して初生兒の最初に泄す大便は帶黒綠色の胎尿にして分娩後第三目より黃色を帯びて稍濃厚なる粥の如くなるなり且小兒は二十四時間内に數回大便を洩すものなるが故に若し大便の通利減少することあらば産婆は微温水或は牛乳と水と等分のもの

第三百七十五條

或は薄き「カミツ」レ浸等にて灌腸を行ふ可し若し其效無き時は醫に告ぐ可し又綠色を帯びたる水の如き大便を度々泄す時は是亦直に醫に告ぐ可し又小便は妊娠中羊水中へも泄し分娩後は絶えず泄すものにして其尿は初めは殆ど水と同様なれども漸々黃色を帶るに至る又利尿は其度數益々多ければ隨て小兒の成長も益々好し之に反して小便の通利滯る時は是れ危険症の兆候なり

小兒の滿一箇年中に於て最も適當したる營養物は母の乳汁なり故に健全の母は自ら其の乳を小兒に與ふ可し之れ即ち母の義務なり然れども乳汁不足なる時は傍ら薄き牛乳を哺乳器に



て與ふ可し若し半年の後母の乳不足する時は第百八十二條に  
述ぶるが如き米粥を與ふ可し凡そ哺乳兒は母の乳と牛乳とを  
交互與ふるを好しとす

第百七十六條

若し其母自分の乳汁を小兒に與ふること能はざる時は健康なる  
乳母を選び其乳を用ふるを最も好しとす而して乳母の良否を  
定むるは實際困難にして産婆の知識にては之を定め得ざるが  
故に全く醫に依頼す可し然れども産婆も亦如何して乳母を選  
ぶものなるやは能く知るを要す而して乳母たる者は必ず左の  
資格を有すべし

第一乳母は二十年より三十年の間のもは是れに適當す而して年

齡の餘り若きものも餘り長じたるものも俱に不可なり

第二乳母は健康なる兩親より生れ其身體及び五官共健康にして  
齒質善く其齒齦は淺紅色を呈し皮膚清潔筋肉硬く呼吸に惡臭  
を帶びず發汗に臭氣を散せず陰部に癩痕無く且つ白帶下無き  
ものに限るなり

第三乳房は授乳後直に再び充實し硬結なく癩痕無く且つ皮膚病  
等無きものとす而して其乳頭は好く突出して傷無く又其乳汁  
も良き性質を備へ即ち其乳母が分娩したる小兒此乳汁にて良  
く成長して甚だ健康なるを認たる時は是に由りて此乳母の乳  
は良きものと知る可し故に乳母を選ぶには必ず其小兒を一見  
することを忘る可からず若し其小兒營養悪しく皮膚病等を病

みて甚だ不潔なる時は無論其乳汁は不良なるものなり  
 〔第四〕乳母は精神を安静に保ち且つ性質温順にして正直なるもの  
 を選び物事に感じ易き人は避べし  
 又乳母は分娩後四週より六週を経たる者を成るべく選むべし其  
 小兒の年齢と茲に養育せんとする小兒の年齢とは多くとも三  
 箇月以上の差異あるものを採用す可からず  
 乳母をして常に健康にして良き乳を多量に分泌せしめんには其  
 從來粗悪の食物及び不充分的な生活法に習慣したるものを急に  
 變更せしめずして漸々他の適當したる食物と然るべき慣習と  
 に替ふ可し而して毎日室外に出て身體の運動をなさしむるは  
 最も必要なり其外一定の事業を取り且つ哺乳兒に用ふ可き總

ての規則に従はしむ可し〔第一百六十七條を見よ〕

第一百七十七條

人乳に依らずして小兒を養ふに生母が自分にて養育すること能  
 はず且乳母も得ること能はざる時に用ふるものにして是に適  
 當し且最も其營養に富むものは乳皮を去らずして且つ煮たる  
 牛乳なり若し乳皮の無き牛乳を以て養ふ時は其小兒は後に  
 至り虚弱となるものなり而して其牛乳は健康殊に咳嗽なき良  
 牛より搾取たるものを撰ぶべし然れども牛乳は人乳よりも消  
 化し難きものなれば豫め之を左の如く稀薄と爲し用ふ可し  
 牛乳の稀薄法其他分量時間各種配合物に就ては種々の方法あり  
 て各醫其見を異にす故に生後の育兒に關し各自常に信賴すべ

き小兒科専門醫に就きて其指揮を乞ふべし左に掲ぐるものは目下獨逸國に於て最良の效果ありと認められたるものなるが故に適宜之を参照すべし

其稀薄の度は分挽後一箇月間は六「プロセント」の乳糖及び〇、六「プロセント」の食鹽を含みたる水二分と牛乳一分とを和したるものを用ゆ可し

産後第二箇月より四箇月迄は六「プロセント」の乳糖及び〇、六「プロセント」の食鹽を含みたる水一分と牛乳一分とを和したるものを用ひ而して分挽後第五箇月及び六箇月に至れば乳糖食鹽水一分と牛乳二分のものを與ふ分挽後七箇月以後は稀薄にせざる牛乳を與ふべし

稀薄にしたる牛乳中へ乳糖及び食鹽を加ふる所以は即ち水の爲め甘味を減じ小兒是れが爲め飲量を減ずるものなれば之を補ふ爲又食鹽は人骨の構造に缺く可からざるものなるが故なり

右の理由に依り牛乳を稀薄にするには必ず乳糖と食鹽とを用ゆべし

牛乳を稀薄ならしむるに用ゆる乳糖食鹽水を簡單に製せんとせば半「リットル」即ち五百立方「センチメートル」の水に細末の乳糖大なる食匙に平面に盛りたるもの三杯乃至四杯若し粒状或は結晶乳糖なれば食匙に山なりに盛て三杯乃至四杯即ち三十「グラム」及び食鹽を西洋指貫へ一杯即ち指頭大「三グラム」ほどを加ふ可し

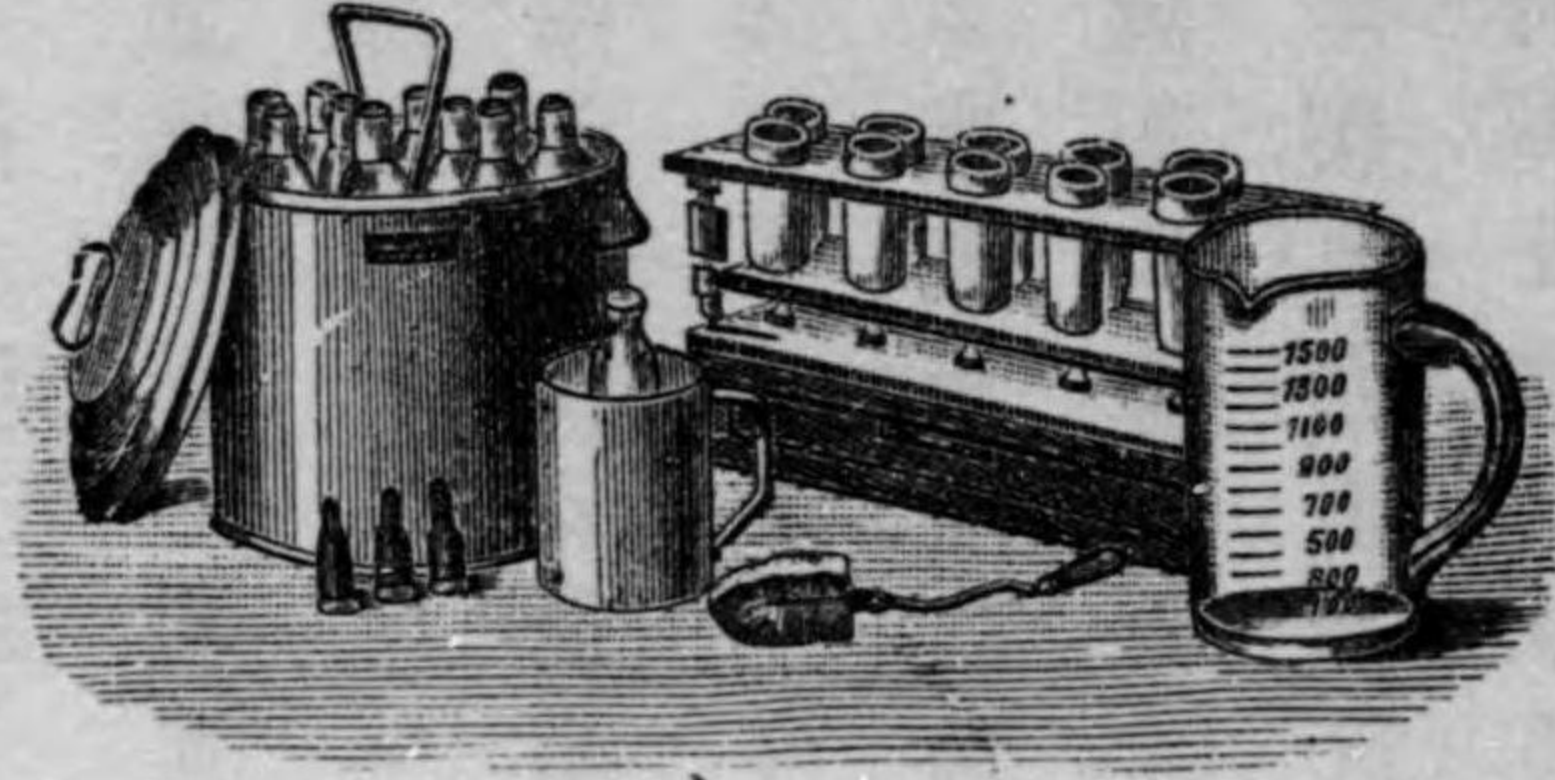
第七十八條

新あらたに搾ぎりたる牛乳ぎゅうにゅうは概おほむね清潔せいじつならず塵埃ちんあい其他その他の不潔物ふじつぶつ及び種々あまの最微さいびなる酸酵素さんかうそ又は腐敗素ふはいそを含有がんいうし小兒せうにに害がいを傳つたふるものなれば之これが豫防よぼうをなす事こと肝要かんえうなり其豫防法そのよぼうほうの最適當もつともてきたうなるものは「ソツキスレト」氏ふの創意さいういなる煮沸器えいふつきなり而して其器具そのきぐは次に記載きざいの諸品しよひんにて成なるものなり

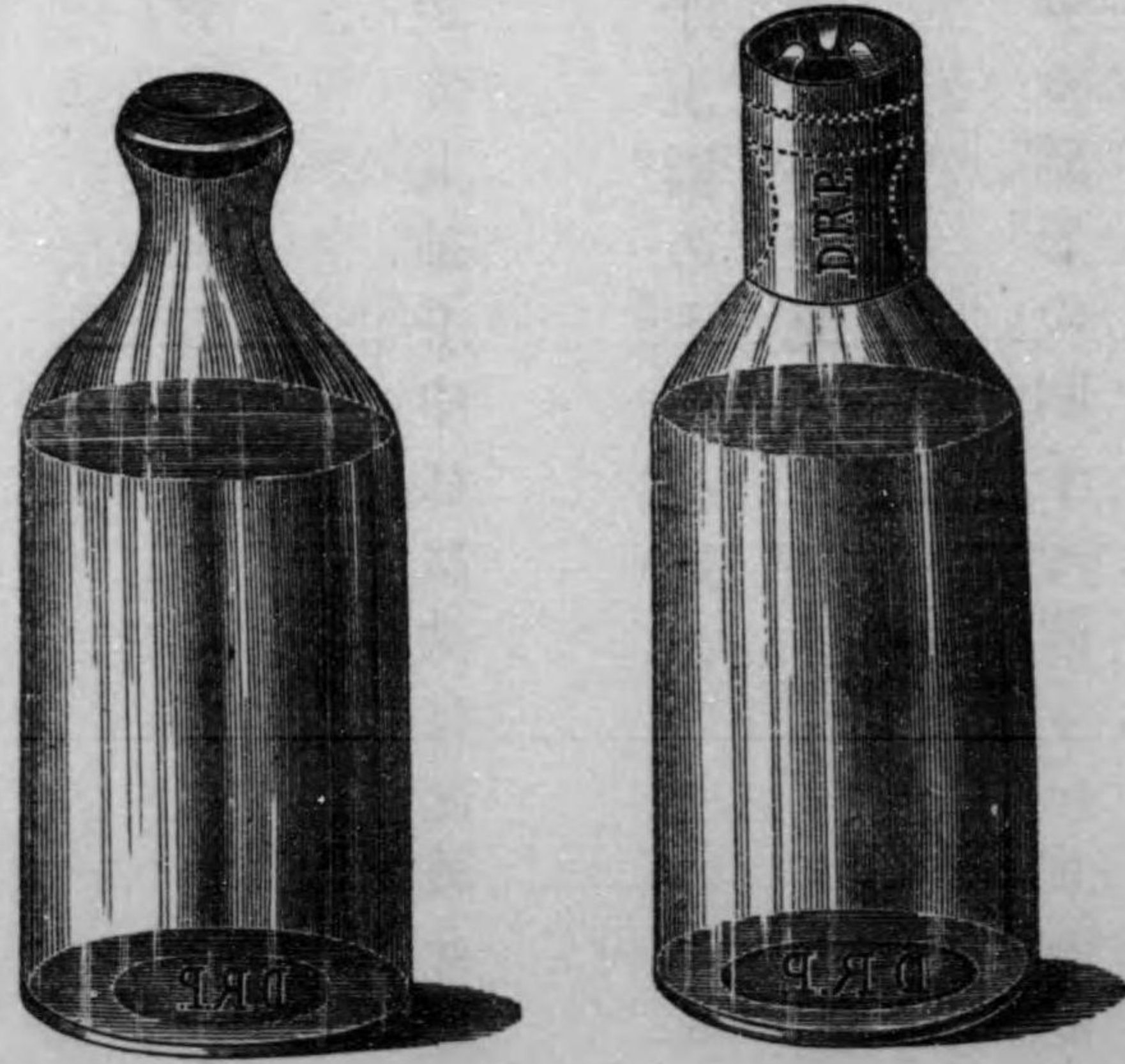
(一)口嘴くちある硝子製器具がしせいきぐ一箇こ是は牛乳ぎゅうにゅうを薄めうすめ或は瓶中びんちゆうに移うつすに用もちゆ

(二)乳汁瓶ちゅうじびん〔第百十四及あび百十五圖〕二十箇こ但し百五十乃至二百まい「グラム」を入いる可べきものは是これは其半分そのはんぶんは冷却れいじやくするに又また半分はんぶんは煮沸えいふするに用もちゆ

第百三十圖



第百四十圖 第百五十圖



此圖は「ソツキス」氏の器具一式を示す

〔三〕瓶坐を備へたる鐵葉製の鍋一箇是は十箇の乳汁瓶を一回に煮沸し得る用を爲す

〔四〕二重底の罐一箇是は乳汁を小兒に與ふる前其瓶を温むる用をなす

〔五〕抽斗を有する瓶臺一箇但し其抽斗中には次に記載せる器具を入る

〔六〕ゴム製圓板十二箇〔第一百五圖の上部を見よ〕

〔七〕保護用の蓋〔第一百四圖の上部を見よ〕

〔八〕ゴム製乳頭五箇

〔九〕乳汁瓶を洗滌するに用ゆる圓形の刷子一箇〔ランプのホヤを掃除する器械の如きもの〕

第七十九條

「ソツキスレト」氏の哺乳兒を養育する爲に設けられし牛乳煮沸法保存法及び授乳法を左に示す

〔一〕哺乳兒を養ふに用ゆる牛乳は成るべく新に搾出したるものを用ふ而して其酸酵素を害なからしむるには次に述べるが如き仕方に従て煮沸す可し

又乳汁は成べく新鮮にして殊に多數の牛より搾り取り混合したるを可とす決して一頭より搾り取りたる乳汁を用ゆべからず而して煮沸する前一定の割合に従て其牛乳を乳糖及び食鹽を含またる水に和し或は醫師の指圖に依りては稀薄にせざるものを口嘴ある硝子製器具に盛るべし但し此器は一「リットル」半

を入れるべき量目にして十分の一「リットル」即ち百「グラム」毎に度目を附するものなり

二混和せし牛乳或は純牛乳を一日間に其用量だけを取り已に硝子製の器具に盛たる乳汁を各乳汁瓶へ分ち移すべし而して此瓶は百五十「グラム」乃至二百五十「グラム」を入れるべきものなれども一定の度目を越して過分に満すべからず瓶の半分或は四分の三まで少く満すは妨なしとす

三右の如く満したる瓶口に各「ゴム」製圓板を置き後瓶の頸に保護蓋を冠せ而して煮沸用鍋の中の瓶坐に各挿入し鍋の中へは水を入るゝこと瓶中に在る乳汁の充つる高さまでに至るべし次で鍋に蓋を覆ひ火爐に掛け善く煮沸すべし但し鍋には必ず蓋

をすべきものとす。さて煮沸するには蒸氣の絶えず吹き出るほど煮立ること十分時間にして先づ蓋を取り除け蒸氣の少しく衰ふるを待ち乳汁瓶を瓶坐と共に鍋より取出すべし然る時は其瓶の漸々冷却するに従ひ氣壓の爲め「ゴム」製圓板は自然に瓶口へ固と壓着せらるゝなり此の如く大約十分時間を過れば氣壓の爲め更に「ゴム」製圓板は凹形になりて最早保護用の蓋は不用となるものなり然れども其瓶の全部冷却するまで或は瓶口を開んとするまで保護蓋を置ば尙ほ遺策なし既に一回煮沸に用ひたる「ゴム」製圓板は一方へ凹陷を生ずるが故に次回には凸面を上方へ向け蓋を爲すべし

四今小兒に乳汁を與へんとすれば先づ乳汁瓶一箇を二重底の罐

に入れ且つ罐へ冷水或は微温湯を満たしめ之を火の上に掛け  
温めて飲用に適する温度とすべし而して其適當なる温度を簡  
易に知らんとするには先づ乳汁瓶を振盪して眼の上に當て試  
むべし其温くも冷くも感ぜざる時は即ち体温と同じ度たるこ  
とを知るべし又乳汁瓶を數回取出し振盪しては再び湯中に浸  
せば速に其乳汁を温め得るものなり而して冷却せる瓶を熱湯  
に入れ或は速に冷却せしめんと欲して熱き瓶を冷水中に入る  
れば例へ目前に破裂せざるも必ず多少硝子に損傷を生じ次回  
に煮沸するに臨み破裂するの恐あれば注意すべし又乳汁は小  
兒に與ふる前嘗試するは最禁すべし何となれば是が爲動もす  
れば醗酵素或は發病素の乳汁中に侵入することあればなり

〔五〕旅行或は散步の際には熱く温めたる乳汁瓶の「ゴム製圓板面凹  
陥して固着せるや否に注意しこれを毛布に包み携帯せば數時  
間善く其温を保つものなり但し此際には必ず保護蓋を瓶口に  
用ゆべし

〔六〕其乳汁飲用に適したる温度に至れば既に小兒に與へんとする  
に臨み瓶口を開くべし其仕方は「ゴム製圓板の縁を上の方へ壓  
抑すれば其隙間より大氣は瓶中に入り「ゴム製圓板は瓶口より  
遊離すべし

〔七〕小兒の飲殘せし乳汁は哺乳兒の營養物として最早用ゆべから  
ず又瓶中に密閉し置たる乳汁は兩三日を經過するも顧慮なく  
用ゐて可なり

〔八〕乳汁瓶を清潔ならしめんとするには其瓶を用後直に水を満たし乳汁の附着乾燥するを防ぐべし而して灰を加へ圓形の刷子にて洗滌するか或は瓶中へ南京玉及び水をして其半を満たす程入れ強く振盪す可し此の如く清潔にせし乳汁瓶は瓶坐或は瓶臺へ逆倒に立て置く可し又使用を終りたる「ゴム」製圓板は水中に入れ再び用ひんとする前附着する乳汁を善く拭除くべし而して此の「ゴム」製圓板を成るべく永久に保存せんと欲せば四五週間毎に灰汁灰一分及び水二分より出来たるものを以て一時間煮沸すべし又瓶口の磨きたる面も常に清潔に保つべし然らざれば「ゴム」製圓板是に密着し難し又若し瓶口を損傷したる時は新に瓶を換求むべし何となれば損傷したる瓶には「ゴム」製

圓板密閉しがたければなり  
右に述たる「ソツキスレト」氏の器具一式を備ふること能はざる時は成べく氏の教示に倣ひて牛乳を煮沸し用ゆべし即ち毎朝牛乳舗の配附する所の牛乳を第一百七十七條に述たる仕方に從て乳糖と食鹽を含みたる水にて薄め次て是を藥瓶の如き同じ大さの瓶數箇へ分ち入る可し但し瓶中の乳汁量は其小兒が一回に呑み盡し得るだけの量を入る可し然る後蓋のある鍋に竝べ水を加へて十分間煮沸し續て一回煮沸せし「キルク」を以て善く閉鎖して保存すべし而して之を小兒に用ゆるには決して冷たきものを用ゆべからず何となれば之れが爲め小兒は腹痛を發すればなり又温度の餘り高きも亦害あれば其乳汁は必ず列氏



の二十九度即ち攝氏三十七度の温度にて用ゆべし  
 小兒に與ふる牛乳を温むること及び瓶を清潔に爲すことは必ず  
 第七十九條に述べたる如き規定に従て之れを行ふ可し  
 小兒を養ふに新鮮の牛乳を得難き時は人工營養品を用ゆべし然  
 れども此營養品例へば罐詰の煉乳「コンデンスミルク」或は乳粉  
 等種々あれども多くの理由によりて小兒の營養物として價値  
 無きものなり又同品にも格別優劣等差あるものなれば到底産  
 婆は是を區別採用すること能はざるものなり然れば是等代用  
 品種の撰擇及び用法の如きは宜しく醫に相謀るべきなり  
 牛乳の外目下世上にて専ら用ゆる營養品は煉乳なり次に其稀薄  
 の度を示す即ち

分娩後第三週間は	煉乳一分	水二十四分
同第四週乃至三箇月間は	煉乳一分	水二十分
同第四箇月乃至第六箇月間は	煉乳一分	水十八分
同第七箇月乃至第九箇月間は	煉乳一分	水十五分
同第十箇月以上	煉乳一分	水十二分

第百八十條

小兒に營養物を與ふるに最も都合好きものは哺乳器なり此哺乳  
 器は常に良く清潔になす可し之を用ひたる度毎に残留の乳汁  
 を捨て而して其器は直ちに清浄なる微温湯を以て内外共に良  
 く洗滌し護謨製乳嘴小兒の口に銜む所は必ず一日一回づゝ五  
 分時間煮沸し後殺菌水又は食鹽水或は充分清潔なる蓋物に入

れ置く可し斯の如く度々洗ひて清潔を要するものなれば哺乳成は器るべきだけ簡單なるを要す

第百八十一條

小兒は二十四時間中或は又其度毎に幾何の營養物を與へて然るべきものなりや是元より其年齢と體重と健康の状況とに由りて異なるべきものなり而して初生兒は分娩後一週間は六より八食匙(盃)に三四杯を一度に與へ其後は小兒の好く安らかに且つ健全にして體量漸々加はり大便の量正しく其質も異常無きまで其量を増す可し但し量の少きに失するよりは多きに失するもの常に多し即ち營養物を小兒に與ふる多量に過る時は是が爲め消化器の病を起し嘔氣嘔吐腹痛等を來し常に安靜なら

ずして甚しく啼くことあり營養物を與へて小兒を養ふは恰も母の乳を與ふると同一なり(第百六十二條を見よ)

第百八十二條

小兒が唾液の分泌を始めたる後即ち若し出來得るならば分娩後十箇月以後に至らば牛乳の外更に稀粥葛湯或は摺粉湯へ少量の食鹽及び砂糖を加へたるものを與へて之に慣れしむ可し但し粥は餘り硬く無く全く液體なるを良とす而して虚弱の小兒には此外尙ほ鳩鶏肉等の「ソップ」又半箇の鶏卵等を加へて與ふ可し又分娩後一箇年を過たるものへは牛肉「ソップ」を與ふるもよし以上の營養物は始めは牛乳の外毎日一回づゝ碗に半分程與へ後には遂に二回となす可し又小兒の食物は決して種々取

り換へて與ふ可からず蓋し初め一箇年中全く平等の食物を與ふる時は其小兒最も壯健なり故に始めの一箇年中は大人が種の食物を用ゆる如く雜食せしむるは宜しからず

第四百三十三條

小兒二三枚の齒牙の發生するまでは乳汁のみにて營養せしめ其れより漸く乳房を離すを好しとす此離乳には一定の日數を要するものにして決して急速になす可からず即ち數週數月の長きを常とするなり初めは哺乳器にて少しく甘味を附けたる牛乳を與へ其れより漸々乳房を遠ざけ終に二十四時間中に僅一二回授乳せしむる様に爲す可し若し然らずして遽に乳を離す時は通常小兒は甚しく啼き頻に營養物を與ふるも又饑渴す

るも絶えて飲食せず從て身體は甚だしく疲勞し啻少許の食物を取り得るのみ此の如き場合には身體羸瘦して屢々病氣を發すること稀ならず

第四百三十四條

小兒を慰むる爲め砂糖を入れたる嚢を口中へ入れ或は砂糖水を妄に飲す等のことは世間一般に行はれたる風習なれども是甚だ悪弊にて之が爲めに口内及び胃中を酸くなし水泡を作り食慾を減じ終に全身の營養を害す且つ布片或は護謨にて作りたる乳嘴を口内に入れ置けば之れを吸込みて氣管を閉ち窒息して死すること間々あり故に産婆は此くの如きことにも懇に注意す可し

第四百二十五條

小兒分娩後四箇月を過ぎざるに磨粉或は乳の粉或は前に述べたる粥などを以て食料とするは其健康に最も害あり即ち其消化器は未だ此くの如き固形食物を消化する力無く殊に口内には未だ齒牙或は唾液の如き消化上必要のもの無く且つ胃腸共に未だ甚だ弱きが故に今若し此くの如き食物を與ふる時は通常一二週の後其小兒の腹部膨大して日増に硬くなり大便不順となり其便は結塊粘滑にして緑色を帯び且つ悪臭を放ち而して其小兒は腹痛に悩み一般に羸瘦を來すを見る故に此くの如き小兒は大概虚弱となり幸に死を免かるゝも己に一二年を過れば骨の膨大と軟化とを來す即ち佝僂病を發し不具の人とな

第四百二十六條

るなり又小兒の一箇年未滿にて死する者は多く營養上の不良なるより來るものなり故に産婆にして正當なる營養法を行ひ其小兒をして健全ならしむるに至らば實に其功少なからずといふべし

食物に次で小兒の健康上に必要なるものは清潔法なり即ち小兒を毎日入浴せしむるは勿論其外小兒物に汚れたる時は其度毎に好く其部を洗ひて好く乾す可し而して濕りたる中冪は他の清潔にして乾き且つ暖めたるものと交換す可し故に常に豫め二三枚の中冪を湯煖婆の周圍に纏ひ温め置きて其用に供ふ可し又小兒が濕りて不快なる爲啼泣する迄待ずして授乳と授乳

との間に於て濕りたるや否やを注意す可し總て清潔に扱ひたる小兒は通常身體に糜爛を生ずることなし又已に糜爛を存することあらば之を洗滌したる後好く其部を乾かし其上を清潔なる綿にて被ふ可し若し臀部及び足に生じたる糜爛が速かに治癒せざる時は醫師に相談す可し

第百八十七條

分娩後已に一週間を過ぎたる小兒には勤めて其四肢を自由に動かしめて運動を習しめ又其臥したる間も唯其體上のみへ毛布を掛けて自由に運動せしむ可し此くの如く爲す時は小兒は大に喜び幾分か其手足を動すものなり又分娩後七八箇月に至れば小兒を蒲團の上に座せしめ其周圍に種々の玩弄物を列べ置

き漸々匍匐を始めしめて物に便りて立ち又看護婦の看護に依りて自ら歩行するに至らしむべし然れども小兒の歩行を助くるには看護婦自ら兩手を小兒の腋下に入れて胸を兩側より保ち助く可し決して小兒の兩手を執り殊に一手を釣りて之を助く可からず是身體の平均を失ひ或は手を挫き或は靱帶弛緩等を來すの恐あればなり又滿一箇年頃に至るとも小兒の歩行するを人工的に強て教導するは甚だ害あり小兒は足脚に力付ば自然に歩行し得るに至るものなり

第百八十八條

夏日或は溫和なる天氣等には分娩後已に九日を過ぎたる小兒なれば少しづゝ室外に連れ出すも可なり但し冬日或は天氣悪し

き日には常に室内に於て看護す可し

第百八十九條

通常齒牙の發生する時期は其小兒病氣に罹り易しと雖も適當の營養物を與へ好く看護する時には始めの齒牙は格別變化を來さずして發生す又此期に於ては多量の唾液を分泌し頰部屢々紅色となり口中へ拳を入れ食物を嫌ひ時々嘔吐し或は下痢を催し平常の時より多く啼き睡眠中卒然啼き出す等の症を發す故に斯くの如き時は最も注意して營養の不攝生寒冒及び溫暖に過ること等無き様に注意す可し且小兒の頭を餘り暖に覆も害あり又齒齦を清潔なる指にて軽く摩擦するか或は軟なる彈力性の物(ゴムの如きもの)を嚙する時は前の諸症減ずること間

間あり但し小兒眞の病氣に罹らば直ちに醫に診察を乞ふ可し

正 誤 表

頁 目 一 三 三 三 四 三 四 七 八 八 八 九 九 一 二 二 三 五

行 數 七 七 二 十 十 五 十 五 十 五 十 五 十 五 十 五 十 五 十 五 十 五

第一日 正規産 縮 上肢 腓 耻骨頂 緊 洩 腎臟 種 受 凡 娠 惡阻 勿 向 神速

數日中 正規産 縮 上肢 腓 耻骨頂 緊 洩 腎臟 種 受 凡 婦 惡阻 勿 向 迅速

二七一 二七六 二七九 二八〇 二八五 二八九 二九三 三一四 三一八 三一九 三四二 三四三 三四七 三四八 三五二 三五四 四〇四 四〇八

四 二 二 五 三 五 三 五 十 二 二 八 三 九 十 七 一 九 四

兒の浴湯 内産 滑 滑 此 面 左 胎 第一日 上 不平 成 八 八 四 汁 成は器る 小兒

兒の浴湯 内産 滑 滑 此 面 左 胎 數日中 上 不平 成 三 八 五 汁 成は器る 小兒

明治二十年四月二十八日版權免許  
大正七年四月二十三日增訂十四版印刷  
大正七年四月二十六日十四版發行

版權  
所有

纂譯兼發行者

榊 順次郎  
東京市麴町區三番町三十三番地

印刷者

赤羽正己  
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印刷所

東洋印刷株式會社  
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

正價金壹圓六拾錢



8.9.25

56  
25

終